大阪母乳の会 会員規約

「前文]

本会は、WHO/ユニセフの「母乳育児成功のための10ヵ条」の保護、推進、支援の実行を、大阪地域ですすめること、そのための医療者間、および医療者と母親たちとの連携、交流を深めることを、目的として始められた。

第1条(名称)

本会の名称を、「大阪母乳の会」とする。

英語名を、Osaka Breastfeeding Association(OBA)とする。

第2条(目的)

本会の目的は、大阪地域での

- ①母乳育児の保護、推進、支援
- ② (医療者間、母親との) ネットワーク作り
- ③母乳の研究

とする。

第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 年1回の総会・講演会(またはこれに準ずるもの)
- ② 年1~数回の会(定例会、研究会、検討会、ワークショップなど)
- ③ 地域内での、目的に賛同する施設、グループ、個人などの連携、ネットワーク作り
- ④ 大阪地域、または近接する地域での、日本母乳の会主催の「母乳育児シンポジウム」など母乳、母乳育児推進の催しへの積極的協力、参加

第4条(会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人(個人会員)、施設(施設会員)とする。

第5条(役員)

① 本会に次の役員をおく。

会代表1名事務局長 (会計兼務) 1名1名会副代表1名運営委員若干名監事1~2名顧問複数名

- ②本会の実務遂行のために事務局をおく。
- ③本会に顧問をおくことができる。

第6条(役員の職務)

- ①会代表、および運営委員は運営委員会を組織し、本会の運営に関する事項を処理する。
- ②事務局は運営委員会で決定された内容、活動の実務を担当する。

第7条(役員の選出)

- ①運営委員、会計および監事は会員(個人会員)の中から推薦され、運営委員会の合議を経て、任命される。 なお施設会員には、その権限は与えられない。
- ②事務局長は、運営委員の中から選出される。

第8条(役員の任期)

役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第9条(会計年度および会費)

本会の会計年度は暦年とし、会員は別に定める年会費をその年度内に納入しなければならない。

[付則]

- 1. 本会則は、1998 年 6 月 6 日より施行。適宜改定を行い、会員の過半数にて承認される。
- 2. 本会の会代表は、国立循環器病研究センター 白石 淳 とする。
- 3. 本会の事務局長は、谷口病院 谷口 武 とする。
- 4. 運営委員の選定に関しては、本会の目的に賛同する幅広い関係各層より選ばれることを旨とし、その数を制限するものではない。
- 5. 事務局は、医療法人定生会 谷口病院(住所:泉佐野市大西1-5-20)とする。
- 6. 本会の目的と、日本母乳の会の目的とは共通するものが多いが、組織的には独立したものである。

「細則]

1. 本会を運営するにあたり、本会に入会した会員は、以下に定める年会費を納入する義務を負う。

年会費単位 年単位

年度開始月 1月から1年間

初年度年会費の月割 月割なし

①会費 個人会員: 2,000円

施設会員: 20,000 円

②特別の理由なく会費を滞納した場合、運営委員会の議を経て、これを除名することができる。

2. 参加費

①会員でないものが、会の催しに参加する時、参加費を徴収するものとする(定例会を除く)。

②個人会員や、施設が会員となっている場合には、催しにより減額および免除されることがある。

3. 総会

総会は年一回開催され、前年度の活動報告および決算報告、次年度の活動計画および予算案の承認を行う。 運営委員会により提出された議題を審議し承認を行う。

会員の過半数をもって成立する。欠席者には委任状の提出を求めることができる。

オンラインでの総会の開催および議題の審議承認は認められる。

4. 役員会(運営委員会)

役員会(運営委員会)は、必要に応じ、年1~数回、会代表の招集をもって、開催される。

2023年12月16日改定